

◎新潟県告示第706号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス みどりおか	阿賀野市緑岡3番地22	株式会社リハステーションみどりおか	令和8年 7月31日